

議案第185号

地方独立行政法人静岡市立静岡病院中期目標の策定について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、地方独立行政法人静岡市立静岡病院中期目標を別紙のとおり定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

地方独立行政法人静岡市立静岡病院中期目標

目次

前文

- 第1 中期目標の期間
- 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 1 地域医療を支える要としての静岡病院
 - (1) 広大な市域を支える要としての活動
 - (2) 救急医療
 - (3) 高度医療
 - (4) 政策医療
 - (5) 災害時医療
 - 2 医療の質の向上と人材の確保
 - (1) 総合的な診療とチーム医療の実施
 - (2) 先進医療機器や設備の整備
 - (3) 医療職の確保、知識の取得、技術の向上
 - (4) 臨床研修医の育成
 - (5) 調査・研究、治験の実施
 - 3 医療の安全性と信頼性の向上
 - (1) 十分な情報提供と適切な取扱い
 - (2) 医療安全管理等の徹底
 - (3) 市民への積極的な広報
 - 4 利用しやすく快適な病院づくり
 - (1) 患者第一の病院づくり
 - (2) 患者ニーズに応じた医療・病院環境の提供
 - 5 市及び医療関係機関との連携、国内外医療関係機関との交流
 - (1) 市立病院としての市との連携
 - (2) 医療・保健・福祉・介護関係機関との連携
 - (3) 国内外医療関係機関との交流
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 1 働きやすい職場環境と職員のやりがいづくり
 - (1) 働きやすい職場環境の整備
 - (2) 職員のやりがいと満足度の向上
 - 2 業務運営体制の構築
 - (1) 医療環境の変化に迅速・柔軟に対応できる体制の構築
 - (2) 市民との連携・協働による病院運営の実施
 - (3) 外部評価等の活用
 - (4) 事務部門の強化
 - (5) 法令の遵守等
- 第4 財務内容の改善に関する事項
 - 1 健全経営の維持
 - (1) 安定的な経営の維持
 - (2) 収入の確保、費用の節減
 - (3) 計画的な投資の実施
- 第5 その他業務運営に関する重要事項
 - 1 地球環境に配慮した病院運営

前文

静岡市立静岡病院の歴史は、明治2年開設の藩立病院から始まり、以来、約150年に渡って、安心・安全な市民生活を支える貴重な医療提供者としての役割を果たしてきた。

今日では、「開かれた病院として、市民に温かく、質の高い医療を提供し、福祉の増進を図る」を基本理念として掲げ、「患者さんを主体とし、患者さんにとって最善の全人的医療の実践」や「静岡市の基幹病院として、高度専門医療を提供し、その向上を常に図る」などを基本方針として医療を提供している。

一方で、医療を取り巻く環境は、医療職等の人材確保難、医療技術の高度化、複雑化、また、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けた医療提供体制の改革など、その厳しさや変化の度合が増している。

このような状況下での病院経営は、環境の変化に即したスピード感ある対応が必要となるが、従前の「地方公営企業法の一部適用」という経営形態では、雇用における制約など、その対応に限界がある。

そのため、静岡病院の経営形態を地方独立行政法人に移行させ、より現場に近いところでの的確な意思決定を行い、市の組織としての法律上の制約を受けることなく、迅速・柔軟に環境の変化に対応できるようにするものである。

今後、静岡病院は、地方独立行政法人化のメリットを最大限に発揮させ、医療の質の向上と人材確保、安全性と信頼性の向上、利用しやすく快適な病院づくりに取り組み、他の関係機関と連携・交流しながら、地域医療を支える要としての役割を果たしていく必要がある。

そしてこのことが持続的に行われるためには、職員にとって働きやすい職場環境の整備とやりがいづくりや、地方独立行政法人にふさわしい業務運営体制の構築を行うとともに、財務における健全経営の維持や、地球環境への配慮をしていく必要がある。

そこで、今後も市と静岡病院が連携して、市民が必要とする高度で良質な医療を安定的、継続的に提供するという公的使命を果たしていくに当たり、市はこれらのことについて目標を定め、静岡病院がその達成に向けて取り組むことを求めるものである。

第1 中期目標の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域医療を支える要としての静岡病院

(1) 広大な市域を支える要としての活動

中山間地を含む広大な市域を有する本市において、市民が安心して日々の生活を送るため、都市部や中山間地の住民が等しく医療についての理解を深める活動を行うこと。

また、将来を担う若者を対象に、医療及び医療職に対する理解を深める活動を行うこと。

(2) 救急医療

地域の救急医療を担う中核的な病院として、本市の救急医療体制のもと、他の医療機関と連携しながら、引き続き365日24時間の「ことわらない救急」を実践し、市民が安心できる救急医療を提供すること。

(3) 高度医療

本市の基幹病院として、高度医療を提供する必要があるが、特に次の点について重点的に取り組むこと。

① 心疾患

「心臓なら静岡」という市民の期待にしっかり応えるため、「ハートセンター」において、地域の心疾患治療を牽引する専門性の高い先進的な治療を行うこと。

② がん

地域がん診療連携拠点病院として、日進月歩の様々な治療方法に的確に対応した先進的で質の高いがん治療を行うこと。

(4) 政策医療

公的病院として、市民ニーズに応じて採算性にかかわらず必要な医療を提供していかなければならないが、特に次の点について重点的に取り組むこと。

① 感染症及び精神疾患患者身体合併症

本県で唯一の第一種感染症指定医療機関としての役割を果たすと

もに、精神疾患患者の身体合併症に対応する医療を提供すること。

② 周産期及び小児

本市で子どもを安心して産み育てることができるよう、専門的な周産期医療や小児医療を提供すること。

③ 生活習慣病

超高齢社会の到来に伴い、患者数の増加が予想される糖尿病等の生活習慣病などに対して専門的な医療を提供すること。

(5) 災害時医療

南海トラフ巨大地震等の発生が想定される中、静岡病院には災害時における重症患者の受け入れ等の中核的な医療の提供が求められる。

災害拠点病院として、日頃から、その発生に備え、人的・物的資源を整備し、訓練を行い、発生時には関係機関と連携しながら、また自らの判断で必要な対応を迅速に行うこと。

2 医療の質の向上と人材の確保

(1) 総合的な診療とチーム医療の実施

医療の高度化、複雑化に対応し、より患者に寄り添った治療を行うため、診療科や職種を超えた連携により、総合的な診療とチーム医療を提供すること。

(2) 先進医療機器や設備の整備

医療の高度化への対応や、医療水準を維持するために、先進医療機器や設備等を的確に整備・更新すること。

(3) 医療職の確保、知識の取得、技術の向上

医師、看護師等の医療職を確保するとともに、医療の高度化、複雑化に対応するため、その専門性や技術の向上を図ること。

(4) 臨床研修医の育成

臨床研修病院として、ニーズに合致した魅力的なプログラムの構築等により教育研修機能の充実を図り、臨床研修医の育成に積極的に取り組むこと。

(5) 調査・研究、治験の実施

より質の高い医療を提供するための調査・研究、治験に積極的に取り組むこと。

3 医療の安全性と信頼性の向上

(1) 十分な情報提供と適切な取扱い

患者との信頼関係の構築に努め、患者への十分な情報提供・説明と同意のもとに医療を提供すること。

診療情報を適切に管理するとともに、患者情報の保護及び病院に係る情報の公開に関しては、静岡県個人情報保護条例及び静岡県情報公開条例に基づき適切に対処すること。

(2) 医療安全管理等の徹底

市民に信頼される安心・安全な医療を提供するため、医療安全に係る情報の収集・分析を踏まえた医療安全管理を行うとともに、院内感染防止対策を実施すること。

(3) 市民への積極的な広報

病院の役割や機能、経営状況などについて、市民にわかりやすく情報提供すること。

4 利用しやすく快適な病院づくり

(1) 患者第一の病院づくり

患者の立場を第一に考え、患者に寄り添った医療の実践に向け、医療サービスの提供や施設等の整備に当たっては、患者の視点に立つて行うこと。

(2) 患者ニーズに応じた医療・病院環境の提供

提供する医療や病院環境に係る患者ニーズを把握して、そのニーズに対応し、患者にとって利用しやすく快適な病院づくりを進めること。

5 市及び医療関係機関との連携、国内外医療関係機関との交流

(1) 市立病院としての市との連携

市民が必要とする高度で良質な医療を安定的、継続的に提供するという公的使命を果たして行くため、市と連携して事業を進めること。

(2) 医療・保健・福祉・介護関係機関との連携

患者の疾病状況に応じた的確な医療の提供に向け、静岡病院の高度急性

期病院及び地域医療支援病院としての役割を踏まえながら、本市医療機関の連携・ネットワークの一員として、清水病院、他の医療機関、医師会と連携し、病病連携及び病診連携を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向け保健・福祉・介護関係機関と連携すること。

(3) 国内外医療関係機関との交流

医療の高度化、複雑化、ボーダーレス化に的確に対応するため、国内外の医療関係機関と交流し、情報交換等を行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 働きやすい職場環境と職員のやりがいづくり

(1) 働きやすい職場環境の整備

職員のワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルスを含めた健康管理の実施、職場の安全衛生の確保などの職場環境の改善に努め、「働きやすい病院」にすること。

(2) 職員のやりがいと満足度の向上

職員の成長やチャレンジを尊重するため、職員自身の能力開発や技術向上の取組を促進するとともに、職員の職責、勤務成績等を適正に評価する人事給与制度の設定、職員相互で認め合うコミュニケーションの活性化等により、職員の意欲を引き出し、満足度を向上させること。

2 業務運営体制の構築

(1) 医療環境の変化に迅速・柔軟に対応できる体制の構築

医療環境の変化に的確に対応して目標を着実に達成するため、法人が主体性をもって迅速に意思決定、行動ができるよう、理事長及び理事会を中心とした効率的で効果的な組織体制を構築すること。

(2) 市民との連携・協働による病院運営の実施

市民の安心・安全を支える地域医療を存続させるためには、医療機関と市民との連携・協働が必要であり、静岡病院の運営においても市民との連携・協働を推進すること。

(3) 外部評価等の活用

病院の運営管理や提供している医療等の情報について外部に公表するとともに、第三者の客観的な立場からの評価を受け、病院の運営体制の充実や医療の質の向上を図ること。

(4) 事務部門の強化

業務執行能力の高い組織を確立するとともに、医療経営や医療事務に係る専門的知識や使命感を持った人材の確保・育成を計画的に行うこと。

(5) 法令の遵守等

市立病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法等の関係法令を遵守し、高い倫理観のもと、適正な病院運営を行うこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 健全経営の維持

(1) 安定的な経営の維持

静岡病院が地域医療の核として、市民が必要とする高度で良質な医療サービスを継続して提供していくために、中期目標期間を通じて、経常収支を均衡させ、安定的な経営を維持すること。

(2) 収入の確保、費用の節減

経常収支の均衡のため、収入の確保及び費用の節減について、全ての職員がこのことを意識して日頃から取り組むとともに、診療報酬改定への的確な対応や地方独立行政法人のメリットを生かした多様な契約手法の導入による調達コストの削減など、様々な機会を通じて取り組むこと。

(3) 計画的な投資の実施

医療機器や設備の整備・更新などの投資を行う際には、その投資効果を把握し、投資後の収支の見通しを立て、アセットマネジメント（資産管理）の観点も踏まえて計画的に行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地球環境に配慮した病院運営

病院は、24時間稼働し、また、電力を消費する医療機器やディスプレイ（使い捨て）材料を使用する等の特徴があるため、省資源・省エネルギー、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制など、地球温暖化対策の推進と資源の有効活用に取り組み、地球環境に配慮した病院運営を行うこと。